

インドネシアにおけるシャリーア金融機関普及の背景

ジョクジャカルタ特別州の事例

北村 恵子*

The Spread of Syariah Financial Institutions in Indonesia: The Case of Yogyakarta Special District

KITAMURA Keiko*

Abstract

In Indonesia, the financial institutions which are operated based on *syariah* (Islamic law) principles have been developed since the enactment of Banking Act No.7 of 1992. There are three levels of so-called the *syariah* financial institutions: General *syariah* commercial bank including *syariah* branch/unit of conventional bank; the *Bank Perkreditan Rakyat Syariah* (BPRS: *syariah* rural bank) which can only be operated out side of provincial capitals or districts capitals; and the *Baitul Maal wat Tamwil* (BMT) which is operated at the village level.

The purpose of this paper is to examine the present condition and the role of *syariah* financial institutions, especially from the customer's point of view.

Since the Asian Monetary Crisis in 1997, the Profit and Loss Sharing System (PLS) which is used by the *syariah* financial institutions has come into the limelight as an alternative system to interest-based financing. The government amended the Banking Act with a new Banking Act No.10 of 1998, and the Central Bank Act with Act No.23 of 1999, which provide wide opportunity and a stronger legal foundation for *syariah* banking operations.

This paper finds that the customers choose the *syariah* financial institutions not only for religious reasons but also for nearness, convenience, and other advantages. The *syariah* financial institutions have been playing an important role in the sense of offering an alternative financial service not only to Muslims, but also to non Muslims.

・問題の所在

1970年代から1980年代にかけての世界的なイスラーム復興の波は、経済・国際関係・政治などあらゆる面で大きな影響を及ぼしてきた¹。その中の一つに、「無利子」²をうたい文句にしたシャリーア (syariah イスラーム法) 金融機関³の設立と普及が挙げ

られる。小杉 (2001 : 89) は、このような状況について、「リバー (riba 増殖の意、利子と解される) 禁止の規定が古くからある点を重視するならば、それを無視して通常銀行が導入された近代的な経済に、イスラーム法を『再適用』しようとするものである」と述べている。

イスラーム諸国においてシャリーア金融

* 名古屋大学大学院国際開発研究科国際協力専攻博士後期課程

機関が全面的あるいは部分的に導入されてきた背景には、原油価格の高騰によってイスラーム諸国の資金量が相対的に豊富になったことが挙げられる。一方で、イスラームの規範や伝統を無視した西欧型発展モデルの開発政策が社会の腐敗を招き、国内の貧富の格差を広げているという認識がイスラーム諸国の中で強まった。その結果として、イスラーム的価値が再確認され、独自の内発的発展を求めらる中で、イスラーム的オールタナティブとしてのシャリーア金融機関が注目を集めている。イスラームが中東のみならず他の途上国にも多大な影響力をもつことを考慮すれば、今後の開発学において、シャリーア金融制度に対する理解を深める事には重要な意義があると考えられる。

シャリーア金融機関の先駆けとしては、1963年にエジプトで設立され、1970年代初めまで続いたミット・ガムル (Mit Ghamr) 貯蓄銀行が有名である。その後70年代中頃より、中東湾岸諸国を中心にシャリーア金融機関が設立され、1975年にはシャリーア金融機関の設立援助及び促進のため、イスラーム開発銀行 (Islamic Development Bank: IDB)、1977年にイスラーム銀行国際協会 (International Association of Islamic Banks: IAIB) が設立されると、世界各地に次々とシャリーア金融機関が開設された。1980年代前半には、アル・バラカ (Al-Baraka) やダール・アル=マール・アル=イスラーム (Dar Al-Maal Al-Islami: DMI) などの多国籍シャリーア金融機関が設立され、さらに1990年代に入ると、シティ・バンクがシャリーア・システムを利用した銀行経営を一部の地域で展開し始めるなど、欧米の大手銀行のシャリーア金融市場への進出がみ

られるようになった⁴。これら一連の動きは、東南アジアのイスラーム諸国においても例外ではない。例えば、マレーシアでは1983年にマレーシア・イスラーム銀行 (Bank Islam Malaysia Bhd: BIMB) が設立され、その後インドネシア、ブルネイ、フィリピン、タイなどでもシャリーア金融機関が設立されている⁵。

さて、インドネシアはその人口の約90%近くがムスリムという世界最大のムスリム人口を誇る国家である。しかしながら1945年の独立宣言以来、シャリーアの原則を国家の統治原則として取り入れたイスラーム国家となる事を拒否し、1966年から1998年まで続いたスハルト新体制では、全ての団体はパンチャシラ (Pancasila 建国5原則) を国家の唯一のイデオロギーとして受け入れることが義務付けられた。イスラーム勢力は、新体制政治下において、特に政治的に抑圧され、隅に追いやられてきた。ところがこの状況は、スハルト大統領と国軍の関係が悪化した1980年代後半から劇的な変化を迎える。1990年12月に全インドネシア・ムスリム知識人協会 (Ikatan Cendekiawan Muslim se-Indonesia: ICMI) がスハルト大統領の全面支援で結成されたことは、政府のイスラーム取り込み政策の象徴的な出来事として挙げられる⁶。

このような背景の中、インドネシア初のシャリーア銀行⁷であるムアマラット銀行 (Bank Muamalat Indonesia: BMI) が正式に設立されたのは、マレーシアに10年近く遅れた1992年であった⁸。ムアマラット銀行設立に対する社会的注目度は高く、設立当初は様々な議論がなされた。Schwarz (1994: 188-189) はインドネシア・イスラームの

「ネオモダニスト（新近代主義者）」と「モダニスト（近代主義者）」の意見の相違に着目する中で、ムアマラット銀行の設立に言及し、1980年代後半の政府による金融改革時、「ネオモダニスト」は利子を肯定し、あえて華人系銀行と連携することによって自ら金融産業に進出したのに対して、「モダニスト」は利子を否定してシャリーア銀行を設立させた、と指摘している。Hefner（1996）は、シャリーア銀行設立を、インドネシア経済における華人系実業家の優位性に対して、1990年代、ムスリムが経済の「再分配」と「社会公正」を求めた1つの結果としてとらえた。この中でHefnerは、『利子の禁止』という宗教的問題を解決する手段としては、シャリーア銀行はまだ小さい中産階級のサントリ（santri敬虔なムスリム）企業の育成に貢献した」（Hefner 1996：306）と評価する一方、マレーシア・イスラーム銀行の例を挙げて、シャリーア銀行の経営上の問題点を指摘している（Hefner 1996：307-311）。

こうして設立されたシャリーア金融機関は、1997年のアジア金融危機と翌98年のスハルト大統領の退陣をきっかけに、新たな局面を迎えた。銀行業に関する法律1998年10号⁹及びインドネシア中央銀行に関する法律1999年23号¹⁰の制定によって、インドネシアの金融システムは既存の金融システムとシャリーア金融システムの2重システムを採用するという方針が明確にされると、既存の大手商業銀行がこぞってシャリーア金融市場に参入した。インドネシア中央銀行は、シャリーア金融機関発展のために、積極的な態度をとっており、今後の発展が注目されている。

SchwarzやHefnerなどによる議論は、インドネシアにおけるシャリーア金融機関設立の背景を理解する上で欠かせない。しかし、これまでの議論は主に中間層や知識人階級の視点からなされており、実際に金融機関を利用する側がどのような理由でシャリーア金融機関を利用しているのかについては検討されていない¹¹。その結果、シャリーア金融機関の地域住民にとっての意義や役割について十分に明らかにされているとは言えない。インドネシアにおけるシャリーア金融機関が、どのように普及し、発展してきているのかを理解するためには、知識人階級の視点を通じたこれまでの議論以上に、シャリーア金融機関の利用者の視点を考慮した議論が重要であると考えられる。筆者は、これまでジャカルタ及びジョクジャカルタ特別州において、特にシャリーア金融機関の利用者を対象に調査をおこなってきた。本稿は、シャリーア金融機関設立の背景を、社会経済状況の変化とそれに対するムスリムの反応を念頭に整理した上で、2003年1月および8月の2度にわたり、筆者がジョクジャカルタ特別州において行なった聞き取り調査をもとに、シャリーア金融機関の現状と意義について検討するものである。

．社会経済状況及び金融政策の変化とシャリーア金融機関

1．1980年代前半まで

1967年以降、海外からの援助を積極的に受け入れるようになったスハルト政権は、海外企業の進出を積極的に受け入れた。しかし原則として、外国企業は投資にあたって現地企業と合弁契約を結ばなければならなかった。結果として外国企業が合弁相手

として選んだのは、高級官僚・軍人などのエリート層が「華人系」実業家であった。スハルト政権は華人系インドネシア人の投資活動を保証したために、これが学生、ムスリム知識人、プリブミ (pribumi)²実業家の反発を招くことになった¹³。

このことに危機感を覚えた政府は、1974年より外資規制、プリブミ資本保護の方針に政策を転換した¹⁴。同時に低利融資と技術・経営改善指導を主な内容とするプリブミ資本育成のための小・零細企業振興政策を本格化させた。この背景には、1970年から1980年の始めに起った2度の原油価格の高騰によって、巨額の資金が政府に流れこんだことがあげられる (Robinson 1986、白石1996、水野1999など)。

一方この時期、世界中でシャリーア金融機関が次々と設立された影響を受け、インドネシアでもシャリーア金融機関設立についての議論がさかんなにされるようになった。1974年及び1976年の「インドネシア・中東間関係についての国内および国際セミナー」では、シャリーア金融機関設立のための活発な議論がなされた (Raharjo 1999 : 404)。しかし、当時のインドネシアでシャリーア金融機関を正式に設立するためには、いくつか克服されなければならない障害があった。銀行業に関する法律1967年14号¹⁵の中の「定められた利子率 (jumlah bunga yang telah ditetapkan)」(第1条(c))という文言が、インドネシアにおける金融機関は「利子システム」を利用しなければならない、と解釈されたことにより、シャリーア金融機関で採用される「損益分担 (Profit and Loss Sharing: PLS) システム」は、当時施行されていた銀行法の規定に矛盾する

ものとみなされたことである。また利子率は政府によって定められ、全ての銀行に適用されることとなっていた (Raharjo 1999 : 426-427、Triyuwono 2000 : 121)。

シャリーア金融機関設立の障害として次に重要な点は、国内においてシャリーア銀行設立に必要な資金を投資するようなムスリム実業家が、まだ充分育っていなかったことである。一方、中東のシャリーア金融機関による支店設立も、当時の法律で外資系銀行の設立が厳しく制限されていたために事実上極めて困難であった (Raharjo 1999 : 404、405、426)。

その後もダワム・ラハルジョ (Dawam Raharjo) や、アミン・アズィズ (Amin Aziz) などのムスリム知識人によって、シャリーア金融機関設立の実現化についての議論が盛んに行なわれた。1980年代前半には、バンドゥン工科大学 (Institut Teknologi Bandung: ITB) の学生や卒業生などが、構内のサルマン・モスク (Masjid Salman) と共同で「協同組合 (Koperasi)」を設立した。この協同組合は、政府の協同組合の規定に反しないよう注意深く組織され、経営されたシャリーア金融機関であった。のちにバイトゥ・タムウィル・テクノサ (Baitut Tamwil Teknosa) と呼ばれることになる協同組合テクノサは、88年にジャカルタでムスリム活動家アディ・サソノ (Adi Sasono) が中心となって設立されるリド・グスティ協同組合 (Koperasi Ridlo Gusti) などに影響を与えた (Hefner 1996 : 298-300)。

2 . 1980年代中頃から1990年代中頃

1980年代に入ると、石油ブームの終焉によって、インドネシア経済と国家財政は大

きな転換期を迎えた。原油価格の低下によって政府は政策転換を余儀なくされ、1983年にはルピアを切り下げるとともに、構造調整・規制緩和政策が実施された。これによって、プリプミ企業の優遇政策も廃止されることになった。同時に豊富な石油財源に依存した低利融資政策も、1984年以降徐々に廃止せざるを得なくなった。代わりに政府は、金融部門における規制を緩和することによって、民間銀行にその任務を任せることとした。1983年6月政令において、政府系銀行、私営銀行とも自由に利子を決定できるようになり、さらに1988年10月に発表された「金融・通貨・銀行部門に関する一連の政策パッケージ」いわゆる「PAK-TO88 (Paket Kebijakan Keuangan, Moneter dan Perbankan)」では、民間銀行及びノンバンク金融機関の設立条件が大幅に緩和され、結果として、諸金融機関による庶民信用金庫 (Bank Perkreditan Rakyat) 設立が可能になった。

しかし1980年代の構造改革は結果として巨大企業の市場における優位性を向上させただけであり、ムスリムやプリプミの役割はますます低下した。実際に80年代半ばには、70-80%の民間資本が華人系インドネシア人によって占められていたと考えられる (Robinson 1986 : 276、Schwarz 1994 : 109)。特に、80年代後半の金融部門での規制緩和以後に新設された民間商業銀行は、多くが華人系実業家の所有であった。このような状況は、イスラーム的な独自のシステムを求めるムスリムの欲求を満たすものではなかった (Hefner 1998 : 226-232)。

一方、1988年の金融規制緩和後、ムスリム実業家やイスラーム団体なども銀行業界

に参入するという動きが見られた。特に、インドネシア最大のイスラーム団体ナフダトゥル・ウラマ (Nahdlatul Ulama: NU) のアブドゥルラフマン・ワヒッド (Abdurrahman Wahid) 議長は、1989年、当時華人系大手銀行であったスンマ銀行 (Bank Summa) と提携して、庶民信用金庫ヌスンマ (NUSUMMA) を開設した¹⁶。一方ムハマディヤ (Muhamadiyah) も、リップポ銀行 (Bank Lippo) と協力して銀行業界に参入した (Infobank 1990 : 6-48、Prospek 1990 : 84-94)。このようなイスラーム団体の銀行業界への進出は、「ムスリムが近代的な金融制度へ参加することを容易にさせた」と賛同される一方で、一部のウラマ (ulama 宗教学者) やサントリから批判を受け、「リバーの禁止」に関する議論が再び活発になる要因となった。

1980年代後半、シャリーア金融機関設立を実現させるための議論は、インドネシア・ウラマ協議会 (Majelis Ulama Indonesia: MUI) が中心となってさらに活発化した。1990年8月18日から西部ジャワのチサルア (Cisarua) で開催されたウラマ協議会主催のセミナー「利子の問題と銀行業 (Masalah Bunga dan Perbankan)」において、シャリーア普通銀行 (Bank Umum Syariah: BUS) の設立が発案され、その後開催された同協議会の第4回全国会議では、プロヨ・クスノ (Projo Kusuno) が率いるワーキング・グループが組織されたのである。

1992年3月25日に、法律1967年14号の改正法として銀行業に関する法律1992年7号¹⁷が制定されると、従来の「利子」に加え、「利益の配分」という文言が付け加えられ (第1条(12))、銀行は「利子システム」も

しくは「損益分担システム」のいずれかを選択することができるようになった。同年5月1日には、ムアマラット銀行が、「経済的に『後進』的なムスリムの生活の質を向上させる」という目的を掲げ、正式に営業を開始した。

当初、ムアマラット銀行設立チームは、全体で5000億ルピア相当の株を販売する目標であったが、実際に売れたのはその21.2%程度、金額にして1060億ルピアの株であり、当初の過大な期待には程遠かった（Raharjo 1999 : 412）。しかしながら、新しい銀行法で銀行設立に必要とされた500億ルピアの払込済み資本金（普通銀行に関する政令1992年70号¹⁸第2条第1項）に比べると、それは十分な額であったと言える。設立当初の最大株主となったのは、スハルト大統領の側近の華人系ムスリム実業家ボブ・ハッサン（M. Bob Hassan）で、また第5次開発内閣のムスリム系大臣のほとんどが株主として名を連ねている。このように当時の閣僚がこぞってムアマラット銀行の設立に協力した背景には、政府によるイスラーム勢力の取り込み政策と深く関係がある（Hefner 1996、1998）。

一方、政府は1990年、低利子融資政策の完全な終了を発表し、代わりに民間金融機関を援助することにより、その穴を埋めるという政策に転換した。その1つが、1992年4月から開始された社会自助グループ銀行連携プログラム（Program Hubungan Bank dengan Kelompok Swadaya Masyarakat）である（水野1999 : 86-90）。この動きに呼応して、1995年にはムスリム知識人協会やウラマ協議会が中心となり、「シャリーア村落金融組合（Baitul Maal wat

Tamwil: 以下「BMT」）¹⁹といういわゆるノン・バンクのグループ金融機関が各地で設立された²⁰。このBMT設立促進のために、ムスリム知識人協会は、同年3月13日に、ウラマ協議会およびムアマラット銀行とともに、零細企業振興財団（Yayasan Inkubasi Bisnis Usaha Kecil）を設立した。同財団は、共同体の生活の質を向上させ、草の根レベルでの小規模事業を発展させる目的で設立された開発NGOであり、その実施組織として零細企業振興センター（Pusat Inkubasi Bisnis Usaha Kecil : PINBUK）がある。零細企業振興センターは、BMTの設立の手助け、職員の教育、運営の管理などを行なう。こうしてBMTは、インドネシア全土に急激に広がった（Raharjo 1999 : 430、Widodo 1999 : 35-40）。

3 . 1990年代後半以降

1997年、金融危機の影響で金利が上昇したため、銀行の不良債権が70%にも膨れ上がり、多くの銀行が経営破綻した。少なくとも55行の銀行が閉鎖に追い込まれ、金融危機以前は240行あった銀行のうち、政府の援助なしで経営を続ける事ができた民間銀行はわずか73行のみとなった（Arifin 1999 : 128-130）。一方、ムアマラット銀行などのシャリーア金融機関は、債権回収の面では一部打撃を受けたが、利子率に左右されない「損益分担システム」を採用しているため、預金金利の大幅な上昇を免れ、比較的安定した経営を維持することが出来た。こうした経験によって、「リスク分担（risk sharing）原則に基づく損益分担」というシャリーア金融機関のシステムが注目されることになったのである（Arifin 1999 : 124-132）。

同時にシャリーア金融機関に関する法律の整備も行なわれた。銀行業に関する法律1992年7号の改正法である法律1998年10号およびインドネシア中央銀行に関する法律1999年23号で、国家の金融システムの中に、シャリーア金融システムが本格的に導入されたことである。法律1998年10号では、法律1992年7号では明記されなかった「シャリーア」という文言が使用された（第1条（3））。さらに、この法律によって既存の大手商業銀行にシャリーア支店の開設が許され、これによって多くの銀行が、シャリーア支店の開店の準備を始めた。そこには、金融危機によって銀行の信用が失われ、経営建て直しの見通しが厳しい中で、少しでも多くの顧客を獲得したいという目的があったと筆者は推測する。

一方インドネシア中央銀行は、「シャリーア銀行業担当課(Biro Perbankan Syariah)」²¹を開設し、シャリーア金融制度の発展に積

極的な態度を示すようになった。こうしてシャリーア金融機関の整備と発展は、中央銀行再建のプログラムの一環として組み込まれることになったのである。

・シャリーア金融機関の発展と普及状況 調査結果を下に

1. 調査地域におけるシャリーア金融機関の概況

シャリーア金融機関ネットワークを構成する銀行および金融機関は、 県 (kabupaten) レベル以上にあるシャリーア普通銀行、あるいは大手普通銀行のシャリーア支店 (以下、「シャリーア普通銀行」とする)、 郡 (kecamatan) レベルでのシャリーア庶民信用金庫 (Bank Perkreditan Rakyat Syariah: BPRS)、 村 (desa) レベル以下でのシャリーア村落金融組合 (BMT) の3つに大きく分類される (表1参照)。 と は、銀行法で規定され、 は一部、協同組合法が

表1 融資額及び事業の規模による利用銀行・金融機関

| | シャリーア普通銀行 | シャリーア庶民信用金庫 | BMT |
|-----------------------|---|-------------------------|---------------------------------|
| 地域レベル (行政区分) | 州都、県都など都市部中心 | 郡、及び村 | より小さいレベル、村、集落 |
| 設立資本金 (最低) | 500億ルピア 3兆ルピア (新*1) | 5000万ルピア 5億ルピア (新*2) | 500万ルピア |
| 融資額 | 5000万ルピア以上 | 100万ルピア以上 | 通常100万ルピア以下 |
| 融資対象企業の事業規模 | 中規模、小規模 | 小規模、自営業 | 自営業、商人など |
| 損益分担率 (利子率に換算した場合) | 10～20%程度 | 20～30%程度 | それぞれ異なる 0～60%程度 |
| 担保の必要 | 必要 | 必要 | 基本的には不要 |
| 同等の一般の銀行および金融機関 (法律上) | 普通銀行 (BU) | 庶民信用金庫 (BPR) | 協同組合 (Koperasi) 自助グループ (KSM) |
| 管轄 | インドネシア中央銀行 (BI) | インドネシア中央銀行 (BI) | 特になし |
| 法律規定 | 銀行法 | 銀行法 | 特定の法律なし (一部：協同組合法) |
| 件数 (2002年末) | シャリーア銀行 2行46支店 シャリーア支店をもつ 商業銀行 6行25支店 | 83行 | 約3000件 |

(出所) 筆者作成。

(注) *1：普通銀行に関するインドネシア中央銀行総裁決定1999年31号。

*2：庶民信用金庫に関するインドネシア中央銀行総裁決定1999年32号。

適用されるが、その設立手続きや経営形態について特に規定する法律は存在しない。

筆者は、ジャワ島のジョクジャカルタ特別州におけるシャリーア金融機関の普及状況について、特に利用者がどのような理由でシャリーア金融機関を利用しているかを中心に現地調査を行ってきた。ジョクジャカルタ特別州は、ジャワ島の中部に位置する都市で、州都のジョクジャカルタ市の他、4つの県から成り立っている。人口は2000年度の統計で、312万人となっており、そのうち92%がムスリムである（Badan Pusat Statistik : 2000）。ジョクジャカルタは、イスラーム団体ムハマディヤの拠点であり、ムハマディヤによって設立され運営されている教育、医療施設が多い。また、ジョクジャカルタは、多くの手工業や家内工業が発展しており、小規模および零細企業が数多く存在する都市である。

ジョクジャカルタには、政府系銀行インドネシア国立銀行（Bank Negara Indonesia: BNI）のシャリーア支店の他、最近では大手シャリーア普通銀行のマンディリ・シャリーア銀行（Bank Syariah Mandiri: BSM）が支店を構え、インドネシア庶民銀行（Bank Rakyat Indonesia: BRI）シャリーア支店も開設されている。シャリーア庶民信用金庫は、ジョクジャカルタでもムスリム人口が最も多いバントウル（Bantul）県に2行、BMTは約70件が登録されており²²、それとは別にBMTに貸付を行なっているムアマラット・センター（Mualamat Center）もある。

中央銀行の調査（2000）によると、ジョクジャカルタ特別州の都市部及びバントウル県の住民のうち、銀行利子について、「許可される（halal）」と回答したものは14%で、

「疑わしい（syubhat）」及び「禁止される（haram）」と回答したものはそれぞれ42%、44%であった。また、シャリーア銀行に預金する意志について、「希望する」と回答したものが53.5%、「まだわからない」が35.5%、「強く希望する」及び「希望しない」がそれぞれ11%という結果であった。この結果から、ジョクジャカルタでは銀行利子について懐疑的な住民が多く、シャリーア金融機関の利用を希望している住民の割合が多いことが推測される。

2. シャリーア普通銀行

1999年までインドネシアで唯一のシャリーア普通銀行であったムアマラット銀行は、自己資本比率（Capital Adequacy Ratio: CAR）がAランクの優良銀行である（Investor 2002 : 16-21）。1992年12月の時点で1209億ルピアであった総資産は、10年間で10倍以上に増加し、2002年には1兆9376億ルピアになった。また預金額においては、207億ルピアであったが、2002年には70倍以上に増加し、1兆5170億ルピアになった（Investor 2003 : 62）。一方融資面では、設立当初の目的通り小規模企業に対する融資を積極的に行なっており、1992年末時点で、22.1%、その翌年には26.6%を小規模事業金融（Kredit Usaha Kecil: KUK）に充当していた（Bank Muamalat 1992、1993）。アジア金融危機後、2000年には、27.7%と高い数字を示したが、2001年には16.31%と半分減少した。しかし同時期の他の商業銀行による小規模事業金融の割合は、インドネシア庶民銀行15.46%、セントラル・アジア銀行（Bank Central Asia: BCA）8.86%、マンディリ銀行（Bank Mandiri）6.26%であり

(Infobank 2002 : 24-27) これらに比較すれば十分高い数字といえる。

金融危機後に4つの政府系銀行が統合されてできたマンディリ銀行 (Bank Mandiri) の前身銀行の一つである国家商業銀行 (Bank Dagang Negara: BDN) の子会社であったスシラ・バクティ銀行 (Bank Susila Bakti) は、1999年シャリーアシステムで運営されるインドネシア初の政府系銀行マンディリ・シャリーア銀行となった。同銀行は、インドネシアで最も大きく、最も広いネットワークを所有しているマンディリ銀行の設備を利用することによって、急速に発展した。マンディリ・シャリーア銀行の総資産は、3年間で、4000億ルピアから、約3倍の1兆2717億ルピアにまで増加した (Antonio 1999 : 239, Bank Syariah Mandiri 1999, Investor 2003 : 62)。同銀行は、シャリーア銀行に生まれ変わる事により、アジア金融危機によってダメージをうけた銀行経営を建て直すことができたといえるであろう。

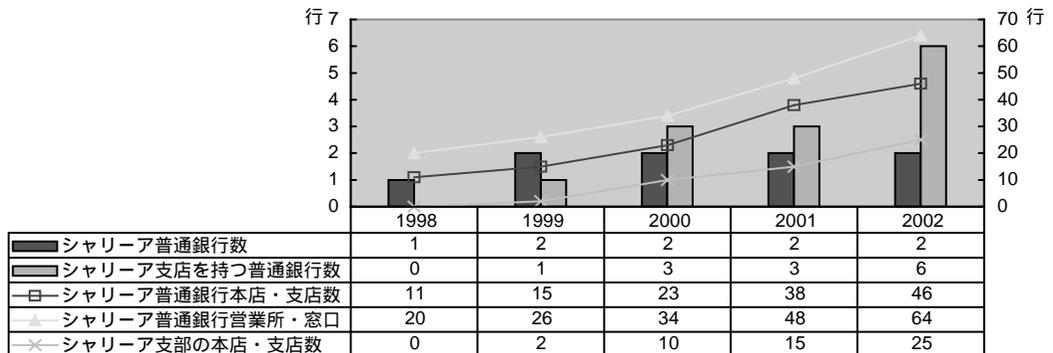
大手商業銀行の中では、政府系銀行のインドネシア国立銀行やインドネシア庶民銀行、ダナモン銀行 (Bank Danamon) やイン

ドネシア協同組合銀行 (Bank Bukopin) など全部で6つの銀行が、次々とシャリーア支店を開店し (図1参照) 今後インドネシア最大のセントラル・アジア銀行などの銀行もシャリーア支店を開店する予定である。

全体でみると、2002年11月時点で、インドネシアの普通銀行の総資産全体に占めるシャリーア普通銀行の資産率は0.38%、また総預金残高に占めるシャリーア普通銀行の預金残高は0.36%であった。シャリーア普通銀行の銀行業全体に占める割合はまだ少ないが、2000年12月の時点でそれぞれ0.17%、0.15%であったのと比較すると、2年間の間で2倍以上に増加した (Bank Indonesia 2002 : 14)。インドネシア中央銀行ジョクジャカルタ支店長は、筆者とのインタビュー²³に答えて、「2011年までの間に、全銀行業に占めるシャリーア銀行のシェアを5%まで成長させることを目標としている」と述べた²⁴。

一方融資面では、全普通銀行の0.86%をシャリーア普通銀行が占めている。全普通銀行の預金残高に対する融資残高の割合は49.33%であるが、シャリーア普通銀行の場合には117.37%であることから (Bank Indone-

図1 シャリーア普通銀行のネットワークの拡大 (1998 - 2002)



(出所) Bank Indonesia (2002) を参考に筆者作成。

sia 2002 : 14)、シャリーア普通銀行が融資に対して積極的であるということが推測される。特に、ムアマラット銀行は、「シャリーア金融機関の発展の触媒になるという使命」のもと、約30行のシャリーア庶民信用金庫と100件以上のBMTのネットワークを構築し、それらの金融機関を通して、小・零細事業者に対して、積極的な融資を行なっている (Timberg1999 : 8)。返済率についても、全普通銀行の不良債権 (Non Performing Loan: NPL) は10.24%であるのに対して、シャリーア銀行の場合は4.06%と高い返済率を示している (Bank Indonesia 2002 : 14)。

それではシャリーア普通銀行の利用者は、実際にどのような理由でシャリーア普通銀行を利用しているのだろうか。まず預金面では、ジョクジャカルタ特別州の場合、ムスリム小・零細企業経営者やイスラーム系機関が顧客になっているだけでなく、イスラーム系大学などが学生の指定口座先に行っていることで、多くの学生が口座を開設している。これはシャリーア金融機関の知名度の向上、大手銀行の参入による安心感、高等教育機関でのシャリーア金融システムに関するカリキュラムの作成および学部の新設などによって、国民の関心が高まってきた結果であると筆者は推測する。

2003年1月に、同州のシャリーア普通銀行の預金者100人に対して、筆者がアンケートを行なったところ、次のような結果が得た²⁵。まず銀行利子について、「許可される」と回答したものはわずか13人 (13%) で、逆に「禁止される」と回答したものは43人 (43%)、「疑わしい」との回答が27人 (27%) であった。次に、預金する銀行を選択する上で重要な点について上位3位まで挙げさ

せたところ、「イスラーム的であること、あるいはシャリーアにのっとっていること」を1位と答えたのは65人 (65%) で、上位3位のどれかにこの理由を挙げたものは、85人 (85%) であった。次に多かったのは「サービス」「設備」「場所の近さ」「ネットワーク」という順であった。一方で、シャリーア普通銀行に預金する以前に、全体の4分の3にあたる75人が利子システムを利用した銀行を利用しており、そのうち62.7% (47人) が「現在も利用している」と答えた。「現在は利用していない」と答えたものの中では、以前は同系列の銀行を利用していたものが多かった (例えば、現在マンディリ・シャリーア銀行を利用しているものは、以前マンディリ銀行を利用していた)。また「以前は家に保管していた」と答えたものは17人 (17%) であった。

融資面はどうであろうか。あるシャリーア普通銀行から融資を受けているパメラ夫人 (仮名。以下同) は47歳で、1975年に創業して同州に本店を含め8つの店舗をもつスーパーマーケットの経営者である。全400人の従業員を抱えその大半は女性であり、女性の従業員はジルバブをつけることが義務付けられている。夫の職業はプサントレン (pesantren イスラーム寄宿塾) で教師をするキアイ (kyai 宗教教師) である。スマランにあるムアマラット銀行から1度融資を受けたこと以外は、銀行から融資を受けたことはなく、通常は自己資金が貯まるのをまってから事業を広げてきた。なぜなら銀行利子は「禁止される」と考えるからで、これまで使ってきた銀行の預金口座や当座預金につく利子などは、すべて放棄してきた。ジョクジャカルタにシャリーア普通銀

行ができてからは、預金をほとんどそちらに移し、新しい支店の開業資金及び土地購入資金のために3億5000万ルピアを借り入れた。1ヶ月毎の12回払いで、月々約3240万ルピア支払う（これは利率に換算すると、年利約11%となる）。担保は購入した土地権利書で、返済が終了した時点で名義が銀行名義から自分名義になる。シャリーア普通銀行が身近に出来たおかげで商売の幅が広がり、機会を逃すことがなくなったという²⁶。

1992年から印刷業を営むヤヒヤ氏は45歳で、本店と支店1店の2店舗を構えている。従業員は14人で、妻も事業を手伝っている。他の銀行から融資を受けた経験はなく、今回は印刷機具購入のため1億2000万ルピアを借り入れた。5年50回払いで月々返済し、合計1億8900万ルピア銀行に返済しなければならぬ（利率に換算すると、年利約11%）。同シャリーア普通銀行からすでに3回融資を受けている。担保は購入した印刷機本体と土地権利書である。シャリーア普通銀行から融資を受けることにした動機をヤヒヤ氏は、「シャリーア普通銀行のシステムは、既存の普通銀行のシステムに比べて、まだ完全とはいえないが、ムスリムとしてお互いに協力し合わなければならない。我々ムスリムが利用しないで、一体誰が利用するというのだ」と述べた²⁷。

以上の調査から、シャリーア普通銀行の利用者について、次のようにまとめられる。シャリーア普通銀行の預金者は、以前から近代的な銀行を利用した経験のあるものが大半である一方、銀行利子は「禁止される」と考えて、銀行を選択する上でも「イスラーム的な要素」を重視したいと考えている。

つまり、以前はシャリーア普通銀行が身近になかったために、「禁止される」と考えながらも利子システムを利用する銀行を利用していったということになる。ところがシャリーア普通銀行が身近に出来た現在でも、今まで利用してきた銀行をそのまま使い続けているということはどういうことであろうか。「イスラーム的な要素」以外に、「サービス」や「設備」を重視しているということから、シャリーア普通銀行の設備がまだ不十分であることが理由として考えられる。一方、利子システムの普通銀行から同系列のシャリーア普通銀行へ、預金を移動するということから、今後大手普通銀行がシャリーア支店を開設する動きが促進されると、同銀行の支店の間で預金を移動するという動きが加速される可能性がある。

融資面でシャリーア普通銀行を利用しているものは、敬虔な中小企業のムスリム経営者で、今まで銀行から融資を受けたことがなかった。このことからシャリーア金融機関は、中小企業のムスリム経営者に対して、新たな経営拡大の機会を提供したということになるであろう。

3. シャリーア庶民信用金庫

シャリーア庶民信用金庫は、ムアマラット銀行に先駆けて1991年にバンドゥンやジャカルタで設立されたが、2003年までに全国で83行までその数を増やした（図2参照）。調査地のジョクジャカルタ州のバンドゥル県にある2つのシャリーア庶民信用金庫は、いずれも1994年に設立された。主な設立者はガジャマダ国立大学の教授およびムハマディヤの幹部である。

シャリーア庶民信用金庫A（以下「A信用

金庫」)は、現在では預金者を5000人近くも抱える。設立後9年間(1994年から2002)でその資産を約10倍まで増やし、現在ではその総資産は約50億となっている。大手普通銀行の定期預金の利子率と同程度かそれよりも高い割合で預金者に利益を配分している(多いときで18%程度。同時期、普通銀行の定期預金は1年で10~13%程度、又スンマ庶民信用金庫テンペル(Tempel)支店では1年14%であった)ため、大手普通銀行勤務者も多く顧客となっている。

筆者は、同州のシャリーア庶民信用金庫2行の預金者についても、シャリーア普通銀行と同様のアンケートを実施した²⁸。銀行利子について「許可される」と回答したものはわずか5人(10%)で、25人(53%)が「禁止される」、12人(25%)が「疑わしい」と回答した。預金する銀行を選択する上で重要な点については、「イスラーム的事であること、あるいはシャリーアにのっとっていること」を1位と答えたのは29人(60%)で、上位3位のどれかにこの理由を挙げたものは、37人(77%)であった。次に多かったのは「サービス」「場所の近さ」「設備」「利子あるいは利益配分率の高さ」という順であった。以前に「利子」システムを利用した銀行を利用していた者は全体の65%にあたる31人で、そのうち55%(17人)が「現在も利用している」と答えた。「以前は家に保管していた」と答えたものは8人(17%)であった。

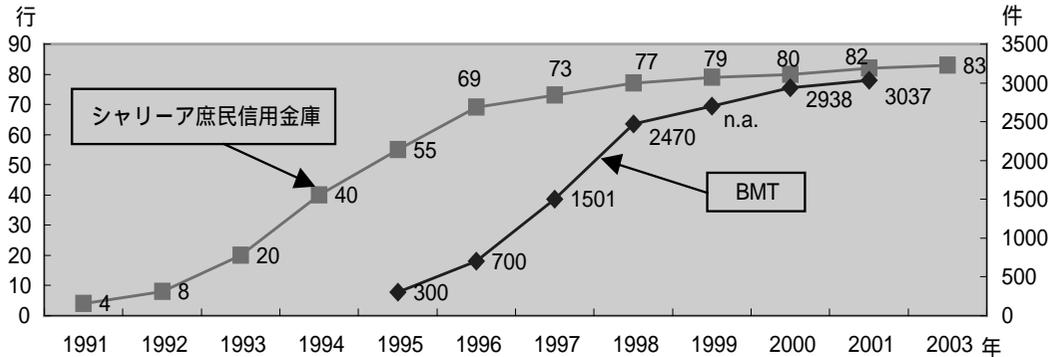
この結果をみると、シャリーア普通銀行の場合とほぼ同様であることがわかる。一方、「預金する銀行を選択する上で重要な点」で「利子あるいは利益配分率の高さ」が比較的多かったのは、他の銀行勤務者が「利

益分倍率の高さ」を理由として顧客になっているからであると推測される。

A信用金庫から融資を受けているビニール袋裁断業を営むスロヨ夫人は59歳で、自宅兼作業所で従業員8人を雇っている。夫の職業はバイク修理業で、バイク修理場も同じところにある。A信用金庫からは、すでに5回の融資を受けており、今回はビニール袋切断機を1台増やすために500万ルピアの融資を受けた(以前は切断機が1台のみ。融資で増やした切断機1台は、大学の工学部機械学科に通っている息子の手作り。購入するより安いためである)。毎月30万ルピア×24回払い=720万ルピア(利子率に換算した場合:年利22%)を返済する。担保はバイクの権利書や切断機本体である。融資の申し入れをしてから大体10日で資金が下りるといふ。以前はどこからも融資を受けたことがなく、A信用金庫から融資をうけたきっかけは、同信用金庫の主催するブンカジャン(pengajian 宗教講話の集会)に出席したことだそうである²⁹。このように、A信用金庫は週1回ブンカジャンを主催し、顧客を勧誘している。

資材(竹材、木材、砂など)販売のリヨノ氏は31歳、以前は同業で雇われていたが独立し、現在従業員を9人雇っている。担保は車(キジャン)の権利書で、800万ルピア融資を受けた。月々36万ルピア×36回=1290万ルピア返済(利子率に換算した場合:年利約20%)。以前1度、インドネシア庶民銀行から融資を受けたことがある。銀行を変えた理由としては、まず第1に自宅から近いということで、これは妻の希望である。バイクで15分程かかるインドネシア庶民銀行にくらべ、A庶民信用金庫は店から

図2 シャリーア金融機関の普及（シャリーア庶民信用金庫およびBMT）



（出所）Bank Indonesia（2002）および零細企業振興センターの資料を参考に筆者作成。

見える位置にある。たとえ銀行にいている間に客が来てもすぐ戻って来る事ができるので便利だということであった³⁰。

シャリーア庶民信用金庫は、1997年の金融危機以降も着実に生き残り、総資産などや総預金高などでその規模を拡大している。1度借りるとその後の手続きが簡単のためにリピーターが多かった。プンカジアンなどの宗教的な集まりを利用しての顧客勧誘も上手く行き、地域に浸透してきたといえるだろう。

4. BMT

BMTは、1995年の時点で約300件、1997年には全国で1501件、2001年には3037件と年々その数を増やし、シャリーア金融機関の中で最も顕著に普及した（図2参照）。小規模融資を行なう金融機関としては、1980年頃からインドネシア全国に設置されたインドネシア庶民銀行村落支部（BRI Unit Desa）が広く知られているが、同村落支部が約20年間かけて約3000件に拡大したということと比較しても、BMTの普及の早さは注目に値するであろう。

この急速な普及の原因は、政府によるグ

ループ金融のための政策に合致したということ、BMT設立のための資本金が、最低500万ルピアと極めて低く、比較的簡単に設立することができたということにある。また実際には、零細企業振興センターが把握していない、別のイスラーム系NGO団体や商業ベースの企業が保有するBMTなども増えてきており、実際の総数は計り知れない。しかし一方では、BMTを規定し、管理する機関が法的に存在しないために、一部で問題ができてきている。例えばBMTは、ザカート（Zakat 喜捨）などを集めるアミル・ザカート組織（Badan Amil Zakat, Infaq, Shadaqah: BAZIS）としての機能も持ち合わせていることが、集められたザカートを不良債権の返済に充当するなどが一部行なわれ、住民に不満ができてきているという問題である。この点については、別の機会に議論したい。

ジョクジャカルタでは零細企業振興センターの管理下にあるBMTの他に、イスラーム系新聞社『レプブリカRepublika』の持つ開発NGOであるドンペット・ドゥアファ（Dompot Duafa: DD）が中心となって形成されるジョクジャカルタ・シャリーア経済

フォーラム (Forum Ekonomi Syariah Yogyakarta: FESY)³¹、インドネシア・イスラム大学 (Universitas Islam Indonesia: UII) が中心となっているシャリーア経済社会フォーラム (Forum Masyarakat Ekonomi Syariah: FORMES) の管理下にあるものなどに大きく分けられる。実際ジョクジャカルタ特別州では、この2つのNGOの管理下にあるBMTの方が、経営や管理が整っているようである。最近では、教育系の事業を行なっているプリマガマ株式会社 (PT. PRIMAGAMA) が、BMT事業に参入して、その支店数を広げている。これらのBMTは、通常200人から300人、大きいところでは、2000人近くの会員を抱えており、平均50万から100万ルピア程度の融資を行なう。もちろん大きなBMTでは、1000万ルピアという融資を行なっているところもある。通常担保は取らず、お互いの信頼関係によって融資が行なわれているが、融資額が大きい場合 (通常100万ルピア以上) には、バイクの権利書、物品などの担保をとることもある。市場の商人やワルンの経営者、そして家内工業者は、通常は担保を持たないために銀行から融資を受けることが出来ず、金利の高い高利貸からしか資金繰りをする事ができなかった。BMTのような金融機関は、彼らのような経済的弱者を対象としている。

筆者が行なった市場の商人100人を対象にしたアンケート調査³²によると、まず銀行利子について、「禁止される」と答えたものはわずか14人、反対に「許可される」と答えたものは半数近くの43人であった。「ジョクジャカルタの住民が利子に懐疑的である」というインドネシア中央銀行の調査結果 (Bank Indonesia : 2000) に比べると、市場

の商人は比較的「利子の禁止」について問題にしていないことが推測される。

次に「シャリーア銀行について聞いたことがあるか」という質問には71人が、「BMTを聞いたことがあるか」という質問には76人が知っていると回答した。中央銀行の調査 (2000) では、回答者の80.5%がシャリーア銀行を聞いたことがあるという結果ができたが、同調査対象地が比較的都市部に限られていたということを差し引いて考えると、今回の調査によって市場の商人に関してもシャリーア金融機関が広く知られているということがわかる。興味深いのは、彼らにとってシャリーア金融機関とは大手のシャリーア銀行ではなく、身近なBMTであるということである³³。このことは、回答者100人のうち約半数の51人がBMTの会員であったことから理解される。回答者の中にはムスリムでないものが3人いた (プロテスタント2人、カトリック1人) が、驚くことにこの3人ともBMTの会員であった。さらに、BMTの会員であると答えたものに対して理由を尋ねたところ、一番多かったのが「場所の近さ」 (25人) であった。次に「宗教上の理由」 (18人) 「利益上の理由」 (14人) が多かった (少数回答省略。複数回答あり) 。「宗教上の理由」と答えたものの中にも、「場所の近さ」と「利益上の理由」との複数回答が少なくなかった。また非ムスリム会員の入会理由は3人ともが「場所の近さ」ということであった。

一方融資を受ける先としては、金額がそれほど大きくない場合 (100万ルピア以下) はBMT、それ以上はインドネシア庶民銀行を選択していることがわかった。融資先選択の理由としては、「敏速さ」「簡単さ」が

最も優先され、他には「利子の低さ」や「場所の近さ」「担保が不必要」などが挙げられ、「宗教的な理由」は一部のものを除いて挙げられなかった。

・ 結論

インドネシアにおけるシャリーア金融機関は、政府の金融政策の影響を強く受けて発展してきた。特にスハルト体制下では、経済の市場化を推し進めたことにより高まったプリブミ、特にムスリム実業家の批判に対処するための政策の一環として広く普及するにいたった。

こうして経緯で発展したシャリーア金融機関であるが、現在の顧客の利用理由については預金者と債務者、そして金融機関の規模によって違いがあることがわかった。預金面では、シャリーア普通銀行及びシャリーア庶民信用金庫の利用者は、主に宗教的理由によりシャリーア金融機関を選択していることがわかった。これに対して、BMTの利用者は、以前は「金融機関が身近にない」などの理由で金融サービスを受けられなかったものが、情報・勧誘などを通じて利用するようになった場合が多く、宗教的理由はそれほど強くないことが明らかとなった。

一方融資面では、シャリーア普通銀行の利用者の場合、多くは銀行からの融資を受けたことがないという敬虔なムスリムであった。シャリーア金融機関は、敬虔なムスリムにより大きな機会を提供する役割を果たしたことになるであろう。一方、シャリーア庶民信用金庫の場合、「近さ」や「利用しやすさ」、そして「手続きの簡単さと迅速さ」がより重要な選択理由になっている。

このことからシャリーア信用金庫は、従来の金融機関よりも利用しやすい設備を住民に提供したといえるのではないか。この点についてはBMTにも同じことがいえる。BMTは、さらに身近で地域に密着した金融サービスを、特に経済的弱者に対して提供しており、このことは非ムスリムにも受け入られている。

1997年のアジア金融危機後、シャリーア金融機関は、金融危機を克服するための銀行再編・再建政策の下で新たな局面を迎えている。シャリーア金融ネットワークの広がり、高等教育機関におけるシャリーア金融制度に関するカリキュラムの整備および学部の新設などを通して、シャリーア金融機関についての国民の認知度も向上してきた。一方、大手商業銀行の参入によって、シャリーア金融機関はより身近になった。一部の敬虔なムスリムを対象にしていた宣伝方法も、最近では幅広い層に受け入れられやすい方向へと傾向が変化してきており、フローティング・マス（Floating Mass浮動する大衆）にターゲットを移行している。イスラーム的な要素を強調する傾向は薄れ、将来的に「シャリーア金融機関」という呼び名が変化していく可能性もある³⁴。

注

1 「イスラーム復興運動」とは、「イスラーム覚醒」（イスラーム社会の現状がイスラーム的とは言えない事を自覚し、イスラーム的に生きる事の必要性に「目覚める」こと）が、社会レベルで集団的に実践されることである。詳しくは、小杉（1994：136 155）参照。

2 シャリーア金融機関では、シャリーアにおける「リバー」の禁止に基づいて利子の徴収を禁じた。

インドネシアにおけるシャリーア金融機関普及の背景

- その一方で「利益」の取得は合法とされるため、シャリーア金融機関では「利子システム」の代わりに「損益分担システム」を採用する。詳しくは、サドル(1994)やSaeed(1996)などを参照。
- 3 「イスラーム金融機関」と呼ばれる場合もあるが、近年のインドネシアにおいては、一般的に「シャリーア金融機関」と呼ばれており、法律上もこの文言が使用されている。
- 4 近年のシャリーア金融機関の発展状況については、Algaud and Lewis(2001)を参照。
- 5 東南アジアのシャリーア銀行については、Arif(1988)、桑原(1998)など。
- 6 政府とイスラームの関係の変容については、Thaba(1996)に詳しい。また、ムスリム知識人協会の設立に関しては、Hefner(1993)、中村(1994)に詳しい。他に、Schwarz(1994:162-193)、白石(1996:182-210)、大形(1998)など。
- 7 本論文中の「シャリーア銀行」とは、「シャリーア普通銀行」と「シャリーア庶民信用金庫」を指す。それぞれについては、本論文第 章で詳しく述べる。
- 8 実際は、ムアマラット銀行に先駆けて、シャリーア庶民信用金庫が1991年にジャカルタやバンドゥンで設立された。シャリーア庶民信用金庫については、本論文の第 章第 3 節で詳しく述べる。
- 9 Undang-undang Republik Indonesia Nomor 10 Tahun 1998 Tentang Perubahan Atas Undang-undang Republik Indonesia Nomor 7 Tahun 1992 Tentang Perbankan.
- 10 Undang-undang Republik Indonesia Nomor 23 Tahun 1999 tentang Bank Indonesia.
- 11 シャリーア金融機関の利用者(特に預金者)の「嗜好(preference)」については、次のような研究が見られる。Almossawi and Metawa(1998)はバーレーンのシャリーア金融機関の利用者について「シャリーア金融機関を選択する理由は、宗教的理由が最も多い」と論じているが、反対にHaron and Norafifah(2000)は、マレーシアのシャリーア金融利用者について「経済的な理由(つまり利益)に作用されている」としており、Al-Khatib, Jamal and Nasar(1999)は、ヨルダンの場合、「経済的な理由(利益)と宗教的理由の両方」であると述べている。「『イスラームの教えと利潤追求の両者を満たす』のがシャリーア銀行とその預金者たちの目的である」(小杉2001:89)と言えよう。
- 12 「プリブミ」とは「本来の住民」を意味し、マレーシアの「ブミプトラ(大地の子)」と同様の表現である。インドネシアにおいては特に「華人=ノン・プリブミ」に対する「インドネシア人」を意味する言葉である(白石1996:142-179)。
- 13 プリブミ企業が存在を脅かす華人企業や主として華人をパートナーとする日系企業が強く批判された。1974年1月に田中角栄首相(当時)がジャカルタを訪問した際の反日暴動(マラリ事件)の誘引となったとされる(水野1999:75-76)。
- 14 もっともこれらの規制はほとんど実行されず、現実には外資規制が強化される一方で、華人企業、国営企業などの国内大資本が発展していった(水野1999:77)。
- 15 Undang-undang Republik Indonesia Nomor 14 Tahun 1967 Tentang Pokok-pokok Perbankan.
- 16 スンマ庶民信用金庫は、1993年の「スンマ危機」でスンマ銀行が倒産に追い込まれると、一時は東ジャワを拠点とする新聞社『ジャワ・ポス(Jawa Pos)』がその株を買い取った。その後1999年にワヒッド大統領内閣が誕生すると再びNUが株を買い戻した。2001年に筆者がジャカルタの本店でインタビューした際入手したデータによると、2000年の時点では全国で13の支店を有していた。Schwarz(1994:188-189)、Hefner(1996、1998)なども参照せよ。

- 17 Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 7 Tahun 1992 Tentang Perbankan.
- 18 Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 70 Tahun 1992 Tentang Bank Umum.
- 19 BMTは、バイトゥル・マール (Baitul Maal: BM) とバイトゥ・タムウィル (Baitut Tamwil: BT) の2つの機能を兼ね備えている。BMは、喜捨・贈与・布施を集めて蓄積し、カルド・ハッサン (Qardhul Hasan) と呼ばれる元金のみを返済すればよりローンや他の福祉活動などにあてる機能を示し、BTは、共同社会から預金を集め、シャリーアに基づいて融資活動を行なう機能を示す。
- 20 Widodo (1999 : 35 - 37) によれば、インドネシア初のBMTは、1992年6月にジャカルタで設立されたピナ・インサン・カミル (Bina Insan Kamil) である。
- 21 2003年に、シャリーア銀行業担当部 (Direktorat Perbankan Syariah) に格上げされた。
- 22 2003年8月に筆者が行なった調査によると、零細企業振興センターに登録されているBMTの数は、登録されていないが確認できるものを加えると、71件になる。しかし実際に運営されているものは、60件程度であった。
- 23 2003年1月14日支店長室にて行なった筆者によるアムリル・アリアフ (Amril Arief) 氏へのインタビュー。
- 24 参考までに、マレーシアでは2000年の年次報告 (<http://www.bnm.gov.my> からダウンロード) によると、預金残高でシャリーア銀行が銀行全体の7.4%を占める。マレーシア政府および中央銀行は、預金および融資面で、2010年までにシャリーア銀行のシェアを全体の20%まで引き上げを目標に掲げている (武藤2001 : 16)。
- 25 インドネシア国家銀行シャリーア支店およびマンディリ・シャリーア銀行の預金者に対して、各支店において出口調査方式でアンケート調査を行な
- った。各50名計100名。2003年1月実施。
- 26 2003年1月22日、同スーパーマーケット内事務所で行なった筆者によるバメラ夫人へのインタビュー。
- 27 2003年1月23日、同事務所兼工場において行なった筆者によるヤヒヤ氏へのインタビュー。
- 28 2003年1月、各25名計50名の預金者に対して出口調査方式によるアンケートを実施。有効アンケート数48。
- 29 2003年1月27日、スルヨ夫人自宅で行なった筆者によるインタビュー。
- 30 2003年1月28日、リヨノ氏自宅兼工場で行なった筆者によるインタビュー。
- 31 イスラム系新聞レブプリカ所有の開発NGOドンペット・ドゥアファは、1993年にボゴール、スマラン、ジョクジャカルタなどでBMTを設立、1995年までに60のBMTを設立した (Widodo 1999 : 35 - 37)。
- 32 同州の5つの県 (1都5県) で、周辺にBMTのある主要市場をそれぞれ選び出し、各20名計100名に対して聞き取り調査を行なった。
- 33 調査中、「シャリーア銀行」というと「シャリーア庶民信用金庫」あるいは「BMT」をイメージする回答者が多くみられた。一方、「シャリーア銀行」について「知らない」と回答した回答者が、「BMT」については「知っている」と回答することがしばしば見られた。
- 34 昨年 (2003年) 12月16日に、ウラマ協議会によって「利子システムで運営される銀行・保険・協同組合など全ての金融機関」を「禁止」とするイスラムの法の見解 (fatwa) が出されるという事件があった。この法の見解に対しては賛否両論があるが、シャリーア金融機関に対する国民の注目と興味を集めることになった。一方、この法の見解によって、大手金融機関がシャリーア支店開設を早めるなどの動きがあった。今後の動向が注目さ

インドネシアにおけるシャリーア金融機関普及の背景

れる。

参考文献

- Adnan, M. Akhyar. 2000. *Study on Factors Influencing Performance of the Best BMTs in Indonesia*. Jakarta: PT.REDECON.
- Ahmad, Norafifah and Sudin Haron. 2000. The Effects of Conventional Interest Rate and Rate of Profit on Funds Deposited with Islamic Banking System in Malaysia. *International Journal of Islamic Financial Services*. 1 (4) (Jan-Mar).
- Al-Khatib, Khallad, Ahmad Jamal and Kamel Naser. 1999. Islamic Banking: A Study of Customer Satisfaction and Preferences in Jordan. *The International Journal of Bank Marketing*. 17 (3): 135-150.
- Algaoud, Latifa M. and Marbyn K Lewis. 2001. *Islamic Banking*. Edward Elgar Publishing Ltd.
- Almossawai, Muhammed and A. Saad Metawa. 1998. Banking Behavior of Islamic Bank Customers: Perspectives and Implications. *The International Journal of Bank Marketing*. 16 (7): 299-313.
- Antonio, Muhamaad Syafi'i. 1999. *Bank Syariah - Suatu Pengenalan Umum-*. Jakarta: Tazkia Institute.
- Ariff, Muhamed. ed. 1988. *Islamic Banking in Southeast Asia*. Singapore: ISEAS.
- Arifin, Zainul. 1999. *Memahami Bank Syariah - Lingkup, Peluang Tantangan, dan Prospek*. Jakarta: AlvaBet.
- Badan Pusat Statistik. 2000. *Hasil SENSUS Penduduk 2000*. Badan Pusat Statistik.
- Bank Indonesia. 2000. *Potensi, Preferensi dan Perilaku Masyarakat terhadap Bank Syariah di Wilayah Jawa Tengah dan Daerah Istimewa Yogyakarta*. Bank Indonesia.
- Bank Indonesia. 2002. *Statistik Perbankan Syariah*. Bank Indonesia.
- Bank Muamalat. 1992-1999. *Laporan Tahunan Bank Muamalat 1992-1999*. Bank Muamalat.
- Bank Syariah Mandiri. 1999. Annual Report 1999. Bank Syariah Mandiri.
- Hefner, Robert w. 1993. Islam, State, and Civil Society: I.C.M.I. and the Struggle for the Indonesian Middle Class. *Indonesia*. (56) (October): 1-35.
- Hefner, Robert w. 1996. Islamizing Capitalism: On the Foundation of Indonesian's First Islamic Bank. In *Mark R. Woodward ed. Toward a New Paradigm: Recent Development in Indonesian Islamic Thought*. 291-322.
- Hefner, Robert w. 1998. Markets and Justice for Muslim Indonesians. In *Robert W. Hefner ed. Market Cultures: Society and Morality in the New Asian Capitalisms*. 224-250.
- Infobank*. 1999. (124) (April): 6-48.
- Infobank*. 2002. (274) (June): 9-43.
- Investor*. 2002. (57) 26 June -9 July: 16-21.
- Investor*. 2003. (73) 12-25 March: 61-67.
- 桑原尚子. 1998. 「金融制度へのイスラーム法の導入 バンク・イスラーム・マレーシアを事例として」『アジア経済』39 : 59 91 .
- 小杉泰. 1994. 『現代中東とイスラーム政治』昭和堂 .
- 小杉泰. 2001. 「イスラームの『教経統合論』イスラーム法と経済の関係をめぐって」『アジア・アフリカ地域研究』1 : 81 94 .
- 水野広祐. 1999. 『インドネシアの地場産業 アジア経済再生の道とは何か?』京都 大学学術出版会 .
- 武藤幸治. 2001. 「アジアに広がるイスラーム金融」『ITI季報』45 : 15-19 .
- 中村光男. 1994. 「インドネシアにおける新中間層の形成とイスラームの主流化」荻原宣之編『講座現代アジア3 - 民主化と経済発展』東京大学出版会 .
- 大形利之. 1998. 「市民社会とイスラーム知識人協会」岩崎育夫編『アジアと市民社会 国家と社会の政治力学』アジア経済研究所 .

- Prospek*. 1990. (10) 1 Desember: 84-94.
- Prospek*. 1991. (5) 2 Nopember: 72-81.
- Raharjo, M.Dawan.1988. The Question of Islamic Banking in Indonesia. in *Muhamed Ariff ed. Islamic Banking in Southeast Asia*. Singapore: ISEAS: 137-163.
- Raharjo, M. Dawan. 1999. *Islam dan transformasi Sosial-Ekonomi*. Jakarta: LSAF.
- Robinson, Richard. 1986. *Indonesia: The Rise of Capital*. Sydney: Allen & Unwin.
- Saeed, Abdullah. 1996. *Islamic Banking and Interest*. New York: Leiden
- サドル = バーキル , 黒田壽郎・岩井聡訳 . 1994 . 『無利子銀行論』 未知谷 .
- Schwarz, Adam. 1994. *Nation in Waiting - Indonesia in the 1990s*. Australia: Allen & Unwin.
- 白石隆 . 1996 . 『新版インドネシア』 NTT出版 .
- Thaba, Abdul Azis. 1996. *Islam dan Negara dalam Politik Orde Baru*. Jakarta: Gema Insani Press.
- Timberg, Thomas.A. 1999. *Islamic Banking in Indonesia*. Jakarta: USAID .
- Triyuwono, Iwan. 2000. *Organisasi dan Akuntansi Syariah*. Yogyakarta: LKIS.
- Widodo, Hertanto. 1999. *Panduan Praktis Operasional Baitul mal Wat Tamwil (BMT)*. Bandung: Mizan.